

特 別 教 育 実 施 記 録

(労働安全衛生法第59条3項、同法施行規則第38条 準拠の独自様式)

事業場名：

教育を行った者：

記録作成日：

実施 年月日	特別教育の業務 (安衛則36条・該当号)	受講者氏名	所属・職種	科目 (教育の内容)	実施 時間数	実施者 (講師)氏名	保存期限 (実施日+3年・法定)	備考

【記録義務の根拠】安衛則38条「事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない」。この記録は特別教育を1回行うごとに作成する記録であり（record単位）、帳簿全体で1つの保存期限ではありません。特別教育そのものの未実施は法59条3項違反として法119条1号（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）の対象です。記録の作成・保存義務そのものを名指しした罰則条文はありません。

別紙：特別教育を必要とする業務（安衛則36条・代表例）

安衛則36条は、号ごとに列挙する形式で対象業務を定めています（第1号～第41号。枝番を含めると合計60項目。第12号は削除により欠番）。紙面の都合上、代表的な業務のみを掲載します。全項目はサイト本文（対象業務の分類表）でご確認ください。

- ・ 一号 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- ・ 五号 最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転（道路上を除く）の業務
- ・ 十六号 つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を除く）の業務
- ・ 十九号 つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛けの業務
- ・ 三号 アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等（アーク溶接等）の業務
- ・ 四号 高圧・特別高圧の充電電路等の敷設、点検、修理又は操作の業務
- ・ 八号 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
- ・ 三十九号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（補助作業を除く）
- ・ 四十一号 フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務

出典: 労働安全衛生法59条3項 / 同法施行規則36条・38条（e-Gov法令検索・2026-09-07確認）